

事後評価シート

【評価年月】 平成17年 4月 (注)
 【主管課・室】 総合環境政策局環境経済課
 【評価責任者】 環境経済課長 鎌形 浩史

施策名、施策の概要及び予算額

施策名	- 4 - (1) 経済活動における環境配慮の徹底
施策の概要	<p>今日の環境問題に対処するためには、従来型の規制的手法のみでは解決は困難である。このため、以下の施策を進める。</p> <p>経済的手法の活用</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 経済的手法は、市場メカニズムを前提とし、経済的インセンティブの付与を介して各主体の経済合理性に沿った排出抑制等の行動を誘導するものであり、可能な分野から税制のグリーン化、税制上の優遇措置等の経済的措置を順次導入する。 ・ 特に、地球温暖化防止のために二酸化炭素の排出量等に応じて課税する、環境税（温暖化対策税制）について、環境保全上の効果の有無、国民経済に与える影響等を検討し、地球温暖化対策推進大綱の評価・見直し作業を踏まえ、その早期導入を図る。 <p>事業者の自主的な環境保全活動の推進</p> <p>事業者の自主的・積極的な環境配慮の取組を促進するため、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 事業活動に環境配慮を織り込むための手法や取組内容の評価手法を開発・普及する（手法検討）。 ・ 事業活動に係る環境情報を広く開示させることを進め、環境保全に自主的・積極的に取り組む企業が高く評価されるような社会的基盤を整備する（社会的基盤整備）。
予算額	119,774 千円

(注) 平成17年 4月28日に閣議決定された京都議定書目標達成計画をふまえ取りまとめた。

目標・指標、及び目標の達成状況

目標	経済的手法や、事業者が自主的に環境配慮を行う仕組み等を通じて、経済活動における環境配慮の徹底を図る。
達成状況	<p>経済的手法の活用</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 税制優遇措置や税・課徴金等の経済的な負担を課す措置の導入を検討した。

	<ul style="list-style-type: none"> ・平成17年度税制改正において環境関連の税制優遇措置を盛り込むこととした。 <p>事業者の自主的な環境保全活動の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・環境報告書を作成している事業者や環境会計を導入する事業者の近年の増加傾向にも見られるように、事業者の環境報告書や環境会計への取組は着実に進展しており、さらにこうした事業者の自主的・積極的な環境への取組を支援するためのツールとして「環境会計ガイドライン2005年版」、「エコアクション21（2004年版）」等を取りまとめた。 ・環境報告書等による環境情報の開示を進めるとともに、その情報が社会全体として積極的に活用されるよう促すことを目的とする「環境情報の提供の促進等による特定事業者等の環境に配慮した事業活動の促進に関する法律（環境配慮促進法）」が平成16年 5月26日に成立したことを踏まえ、平成17年 4月 1日の施行に向けて、環境報告書の作成が義務付けられる特定事業者となる公的法人を定める政令を制定（平成17年 3月11日公布）したほか、環境報告書に最低限記載すべき事項を定めた「環境報告書の記載事項等」を策定し、告示した（平成17年 3月30日公布）。
--	--

下位目標1	<p>税制優遇措置又は税・課徴金等の経済的な負担を課す措置の導入を検討し、適切にそれらの措置を講じていく。</p> <p>また、各分野の補助金による環境への影響についての調査検討を行い、引き続き、環境負荷の減少に資するように努める。</p>
達成状況	<p>（1）税制優遇措置等の租税特別措置の導入</p> <p>環境負荷の少ない自動車の普及を図るため、これらの自動車の取得に係る自動車取得税の税率の軽減措置、低公害車の燃料供給設備に係る固定資産税の特例措置等の延長を行った。また、公害防止対策の推進を図るため、公害防止用設備に係る特別償却制度の特例措置等の適用期限の延長を行った。また、廃棄物の適正な処理の確保を図るため、産業廃棄物処理用設備（高温焼却装置、ばい煙処理装置及びPCB汚染物質等処理用装置）に係る特別償却制度を延長するとともに、特定災害防止準備金制度の適用期限を延長した。また、平成17年 4月から、新たに次の措置を導入することとした。</p> <p>公害防止対策の推進を図るため、その対象設備に揮発性有機化合物排出抑制設備を追加し、特別償却制度及び固定資産税・事業所税の課税標準の特例措置を新設した。</p> <p>ヒートアイランド対策の推進を図るため、緑化施設に係る固定資産税の課税標準の特例措置を拡充（緑化地域等内における緑化施設に対する特例措置を創設）・延長した。</p>

(2) 環境税の検討

中央環境審議会地球環境部会において、温暖化対策税制（環境税）が「有力な手段」と位置付けられたことを受け、平成16年 8月に環境税の創設等を要望し、11月に環境税の具体案を公表した。

上記を踏まえ、政府税制調査会を始めとする関係各方面において活発な議論が行われた。

関係各方面における議論と並行し、環境税に関する大臣出席のシンポジウムの開催、中央環境審議会施策総合企画小委員会による地方公聴会の開催等、国民の理解と協力を求めるための取組を実施した。

平成16年12月、中央環境審議会施策総合企画小委員会が、環境税の検討に当たっての重要な論点についての議論を整理した「温暖化対策税制とこれに関連する施策に関する論点についての取りまとめ」を公表した。

平成17年 3月の中央環境審議会、地球温暖化対策推進大綱の評価・見直しを踏まえた新たな地球温暖化対策の方向性について（第2次答申）において、京都議定書の目標の達成に向け、必要な対策が確実に実現されるために必要となる施策やその量についての検証作業を踏まえ、今後の方向性がとりまとめられた。環境税については、「国民経済・産業に与える影響、既存のエネルギー関係諸税との関係等の諸課題に十分留意しつつ、その具体的な姿・仕組みについて、早急に検討していく必要がある」とされた。

平成17年 4月に閣議決定された京都議定書目標達成計画においては、中央環境審議会を始めとする関係審議会や与党において活発な審議が行われたこと等を踏まえ、

「環境税」という項目が設けられ、

環境税の価格インセンティブ効果や財源としての役割等について言及がなされ、

環境税は、「真摯に総合的な検討を進めていくべき課題である」とされ、地球温暖化対策の体系の中に環境税が適切に位置付けられた。

下位目標2	環境マネジメントシステム、環境報告書等の企業が自ら行う活動の把握、公表等の取組を通じ、環境保全に自主的・積極的に取り組む企業が高く評価される社会システムが構築され、環境への負荷の高い企業の事業活動が自主的に低減されることを図る。				
指 標	H13年度	H14年度	H15年度	目標値	H22年度
環境報告書 公表企業	上場企業 29.9%	上場企業 34.0%	上場企業 38.7%		上場企業 約50%
	非上場企業 12.0%	非上場企業 12.2%	非上場企業 17.0%		非上場企業 約30%

指 標	H13年度	H14年度	H15年度	目標値	H22年度
環境会計実施企業	上場企業 23.1%	上場企業 26.8%	上場企業 31.8%		
	非上場企業 12.0%	非上場企業 13.3%	非上場企業 17.2%		非上場企業 約30%
達成状況	<p>近年、環境に関する取組を最も重要な戦略の一つとして位置付ける企業が増加するなど、企業の環境問題への姿勢がより積極的なものへと変化していることに加えて、環境省において、環境報告書や環境会計のガイドラインを策定したことなどにより、環境報告書を作成する企業や環境会計を導入する企業が増加している。</p> <p>環境報告書を作成している企業は、上場企業においては、平成14年の450社（34.0%）から平成15年は478社（38.7%）へと増加し、非上場企業においては、平成14年の200社（12.2%）から平成15年は265社（17.0%）となっている。全体としては、平成14年の650社（21.9%）から平成15年は743社（26.6%）へと年々着実に増加している。</p> <p>環境会計を導入している企業は、上場企業においては、平成14年の355社（26.8%）から平成15年は393社（31.8%）へと増加し、非上場企業においては、平成14年の218社（13.3%）から平成15年の268社（17.2%）へと増加。全体としては、平成14年の573社（19.3%）から平成15年は661社（23.6%）へと年々着実に増加している。</p> <p>中小事業者向けの環境配慮のためのツールであるエコアクション21について、「エコアクション21（2004年版）」として改訂版を公表した。さらに、小規模事業者向けの支援ソフトウェア（オフィス、運輸、サービス等の比較的環境負荷が少ない事業者において環境に配慮した取り組みを進めるためのもの）として開発した「環境大福帳」を平成16年7月に公表し、「環境大福帳」を活用したモデル事業を実施した。また、エコアクション21の指導者を育成するための講習会を3回（東京2回、大阪1回）開催した。</p>				

評価、及び今後の課題

評 価	<p>【必要性】（公益性、官民の役割分担等）</p> <p>地球温暖化問題や廃棄物・リサイクル問題を始めとする今日の環境問題に対処するためには、従来型の規制的手法のみでは解決が困難であり、環境税等の経済的手法の活用や環境報告書や環境会計のガイドライン等の事業者の自主的な環境保全活動を促進するためのツールの作成・普及による事業者の自主的取組の一層の促進が必要となっている。このため、環境基本計画等においても、経済的手法及び情報的手法の活用や事業者の自主的な取組の促進が、環境政策の大きな柱として位置付けられているところであ</p>
-----	---

る。このことから、経済活動における環境配慮の徹底に資する本施策が必要となる。

本施策は、国全体として共通に活用しうる政策手法を企画立案することであり、公益性は高く、また、官、特に国が担うべき施策である。

【有効性】(達成された効果等)

経済的手法の活用

- ・税の優遇措置の継続及び新規の実施を行うこと並びに環境税の導入に向けた国民的論議を深めることができた。

事業者の自主的な環境保全活動の推進

- ・近年、環境に関する取組を最も重要な戦略の一つとして位置付ける企業が増加しているなど、企業の環境問題への姿勢がより積極的なものへと変化していることに加えて、環境省において環境報告書や環境会計のガイドラインを策定したことなどにより、環境に配慮した事業活動に自主的・積極的に取り組み、環境マネジメントシステムを構築する企業や環境報告書を作成する企業、環境会計を導入する企業が増加している。
- ・環境マネジメントシステムの構築について、代表的な規格であるISO14001の認証取得件数は年々着実に増加しており、平成17年 2月現在で1万7千件を超えている。
- ・環境報告書の作成や環境会計の導入を実施している企業は、年々着実に増加している。
- ・エコアクション21に取り組む事業者数については、財団法人地球環境戦略研究機関が実施している認証制度における認証登録数が平成16年10月の開始以降、69件(11月)、34件(12月)、8件(1月)、20件(2月)、23件(3月)と着実に進展している(平成17年 3月末現在154社)。
- ・企業の社会的責任という観点から環境への取組を重視する傾向が高まっていることを受けて、持続可能な環境と経済の実現に向けた検討を実施し、企業の社会的責任に関する報告書を取りまとめた。

【効率性】(効果とコストとの関係に関する分析等)

市場メカニズムを通じて経済的インセンティブを与える手法や事業者の自主的な環境保全活動の推進は、規制的手法のような行政の事後の関与を必要としないので、効率的である。

経済的手法の活用に関する施策は、直接的に事業を実施するものではなく、施策手法そのものの検討、の成果である中央環境審議会施策総合企画小委員会取りまとめ等の公表等、調査研究等を主としたアプローチであり、必要最低限の経費で実施していることから、効率的である。

	<p>事業者の自主的な環境保全活動の推進に関する施策は、環境報告書等の提供・利用を普及促進することにより、企業等が環境について意識し、その配慮への取組を促進させることによって、より大きな成果の達成を図る施策である。これらは調査研究等を主としたアプローチであり、必要最低限の経費で実施していることから、効率的である。</p> <p>本施策の成果は、様々な分野での環境政策の一層の展開に活かされるものである。</p> <p>< 目標に対する総合的な評価 ></p> <p>経済的手法の活用</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 税の優遇措置を通じて環境配慮の徹底に資することができた。また、環境税について、関係審議会を始め各方面において国民的論議の進展を図ることができた。 <p>事業者の自主的な環境保全活動の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 環境報告書、環境会計やエコアクション21（環境活動評価プログラム）に取り組む事業者数の着実な増加に見られるように、事業者の自主的な環境への取組は着実に進展しつつあり、本施策は経済活動における環境配慮の徹底に向けた取組の進展に寄与している。 <p>以上より、本施策の目標達成に向けて進展があったと評価できる。</p>
<p>今後の課題</p>	<p>経済的手法の活用</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 税制優遇措置については、今後とも規制及び技術開発の動向を踏まえ、適切に実施していくことが必要である。 ・ 環境税については、国民に広く負担を求めることになるため、関係審議会を始め各方面における地球温暖化対策に係る様々な政策手法の検討に留意しつつ、地球温暖化対策全体の中での具体的な位置付け、その効果、国民経済や産業の国際競争力に与える影響、諸外国における取組の現状などを踏まえて、国民、事業者などの理解と協力を得るように努めながら、真摯に総合的な検討を進めていくことが必要である。 <p>事業者の自主的な環境保全活動の推進</p> <p>一定の成果は出ているものの、未だ十分な成果は得られていないことから、より一層の普及促進を図るため、次のような取組を進めることが必要である。</p> <p>事業活動に環境配慮を組み込むための手法や取組内容の評価手法の開発</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 普及を引き続き進めていくことが必要である。 <p>環境対策に熱心に取り組む事業者が社会から高く評価されるように、「環境情報の提供の促進等による特定事業者等の環境に配慮した事業活動の促進に関する法律（環境配慮促進法）」（平成16年 5月26日成立）に基</p>

	<p>づき、単に公的法人の取組の促進だけでなく、これまでの民間の事業者の取組を一層促進していくことが必要である。</p> <p>さらに、環境報告書で公表される情報をより有効に活用するためには、環境報告書の作成者側の取組を促進するだけでなく、環境報告書の利用者側における普及促進を図ることが必要である。</p> <p>また、この一環として銀行業界、証券業界、保険業界などの各金融業界におけるグリーン化を進め、モデル事業の実施等により、環境配慮型融資や社会的責任投資などの普及促進を図ることが必要である。</p> <p>環境保全のみならず広く持続可能性をも視野に入れた企業の社会的責任（CSR）への取組を積極的に促進することが必要である。</p> <p>我が国事業者の環境配慮の取組が我が国だけでなく国際的にも正当に評価されるようにするために、環境報告書や環境会計などの環境配慮のためのツールのグローバル・スタンダード化に積極的に貢献していくことが必要である。</p>
--	--

政策への反映の方向性

反映方向分類	理由の説明
1	<p>経済的手法の活用</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 環境配慮の徹底に効果を挙げている税制措置については引き続き実施する必要がある。 ・ 環境税については、京都議定書目標達成計画を踏まえ、国民、事業者などの理解と協力を得るように努めながら、真摯に総合的な検討を進めていく必要がある。 <p>事業者の自主的な環境保全活動の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 一定の成果は出ているものの、未だ十分な成果は得られていないことから、より一層の普及促進を図ることが必要である。具体的には、環境配慮促進法の確実な実施、民間事業者による環境報告書作成の一層の促進、環境報告書の利用促進及び信頼性の向上、社会的責任投資及び環境配慮型融資の促進、環境報告書や環境会計などのグローバルスタンダード化への貢献などを展開していく必要がある。

特記事項

--	--

【別紙】

事務事業シート

施策名	- 4 - (1) 経済活動における環境配慮の徹底	
施策共通の主な政策手段等		
事務事業名 (関連下位目標番号)	事業の概要	主な政策手段等
ア．経済的手法の活用 (下位目標1)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 環境税の創設等について平成17年度税制改正要望を提出。 ・ 税制優遇措置の継続及び新設の実施。 ・ 国民各界の代表者を交えた総合的な検討会の開催。 ・ 説明会、講演会の開催。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 税制改正 ・ 税制改正
イ．事業者の自主的な環境保全活動の推進 (下位目標2)	<p>事業者の自主的・自発的な環境保全に資する取組を促進するため、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 環境報告書や環境会計、環境パフォーマンス指標（環境への負荷やそれに係る対策の成果）など企業行動について環境配慮を織り込むための手法や取組内容の評価手法の開発 ・ 普及（手法検討）。 ・ 事業活動に係る環境情報を広く開示させ、環境保全に自主的・積極的に取り組む企業が高く評価されるような社会システムを構築するため、環境報告書の普及促進及び信頼性の向上に向けた枠組みの構築、中小事業者向けの環境配慮のツールであるエコアクション21（環境活動評価プログ 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 環境情報の提供の促進等による特定事業者等の環境に配慮した事業活動の促進に関する法律（平成17年法律第77号） ・ 企業行動推進経費 (106百万円) ・ 事業活動に伴うエネルギー起源二酸化炭素排出自主管理促進事業のうち排出量自主管理システム普及事業 (100百万円)

	ラム)の普及促進(社会的基 盤整備)	
--	-----------------------	--

【別紙】 政策効果把握の手法及び関連指標

(施策名) -4-(1) 経済活動における環境配慮の徹底 (下位目標2)	単位	現況値 (時点)	目標値 (目標年次)
(指標名) 環境報告書公表企業 (環境報告書公表率)	%	< 上場企業 > 38.7 < 非上場企業 > 17.0 (H15年度)	< 上場企業 > 約50 < 非上場企業 > 約30 (H22年度)
----- 環境会計実施企業 (環境会計実施率)		< 上場企業 > 31.8 < 非上場企業 > 17.2 (H15年度)	< 上場企業 > 約50 < 非上場企業 > 約30 (H22年度)
<p>指標の解説(指標の算定方法)</p> <p>環境報告書を公表している企業の割合及び環境会計を実施している企業の割合をアンケート調査により把握する。</p>			
<p>評価に用いた資料(インターネットの公開・非公開の別)</p> <p>平成15年度環境にやさしい企業行動調査(平成16年9月公表)</p>	<p>特記事項(外部要因の影響など)</p>		
<p>目標値設定の根拠</p> <p>循環型社会形成推進基本計画による。</p>			